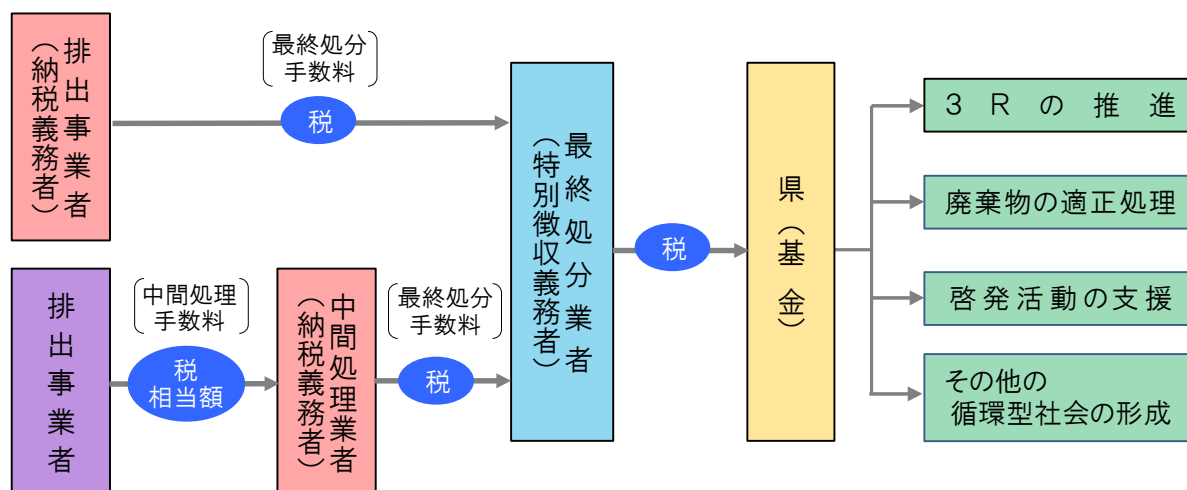


産業廃棄物埋立税について

県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するために広島県が独自に課税する地方税で、その収入は環境施策の費用にあてられる目的税です。

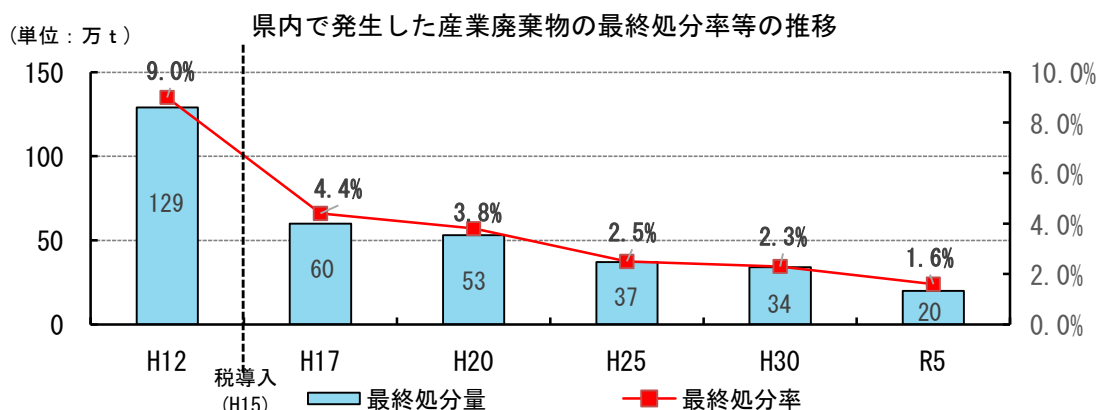
納める人	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者または中間処理業者
納める額	産業廃棄物1トンにつき1,000円（1キログラムあたり1円）
申告と納税	最終処分業者が、排出事業者または中間処理業者から税を受け取り、4月末・7月末・10月末・1月末の年4回県に申告し、納めます（特別徴収方式）。
課税免除	自らが排出した産業廃棄物を、自らが有する最終処分場において処分（自社処分）する場合は、課税されません。
税収の用途	産業廃棄物の3Rの推進、適正処理、啓発活動の支援を基本とし、その他の循環型社会形成のための施策に活用します。 〔3R：Reduce（減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化）〕



産業廃棄物埋立税の導入効果

産業廃棄物埋立最終処分量は、埋立税導入前の平成12年度と比較して、税導入（平成15年度）以降統計値のある平成17年度、急激に最終処分量が減少（▲69万トン）しています。

さらに、令和5年度は、平成17年度の60万トン（66%）下回り、一層、最終処分量の減量化が進んでおり、税の導入効果は高いと判断されます。



産業廃棄物埋立税を活用した施策

広島県では産業廃棄物の埋立抑制等を図るため、平成 15 年から産業廃棄物埋立税を導入し、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物 1 トンに対し 1,000 円を課税しています。その税収は 3 R の推進、廃棄物の適正処理、啓発活動、その他の循環型社会の形成に関する施策に活用しています。

広島県 HP
「産業廃棄物埋立税
活用事業について」



【これまでの主な施策】

※詳細は広島県 HP をご覧ください→

3 R の 推 進	産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備等費助成事業 産業廃棄物の埋立抑制やリサイクルに資する施設の整備や研究開発に補助金の交付を行っています。近年では、国産 AI ロボットによる廃棄物の自動選別を含むリサイクル施設（写真）や、食料品製造工場で発生する食品残さのバイオマス処理施設等が整備されています。 【最近の活用実績】 施 設：食品トレイ等プラスチックケミカルリサイクル向け前処理の高度化処理施設 研究開発：様々な規格の太陽光パネルによるリユース発電所の建設 循環型社会形成推進機能強化事業 産学連携により、リサイクル技術の研究開発等を行う団体へ支援を行っています。当該団体は、廃棄物の排出抑制・適正処理・リサイクルに関する技術及びこれらに対応する製造技術などの研究開発を行う取組を助成しています。 【事業化例】 ・廃棄物処理業選別技術としての IT（AI）活用に関する研究 ・リチウムイオン電池リサイクル処理システムの検証 ・廃 LED 照明（ランプ）の効率的解体選別システムの構築
廃 棄 物 の 適 正 処 理	不法投棄等の監視・指導 廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見・早期是正を目的に監視や指導を実施しています（写真）。また、廃棄物適正処理の強化に向けて、デジタル技術を活用した不法投棄等対策を実施しています。 産業廃棄物不法投棄発生件数（投棄量10トン以上の事案） 廃棄物適正処理講習会 廃棄物処理法等の法律の理解及び産業廃棄物の適正な処理を推進するため、産業廃棄物の排出事業者等に対し、産業廃棄物適正処理講習会を開催しています。
啓 発 活 動	県内エコアクション 21 認証取得導入に向けた支援事業 環境マネジメントシステム導入を促進するため、年に 1 回、セミナー及び新たに認証取得を目指している事業者向けの研修会を開催しています。